

介護予防暫定ケアプラン 作成の流れ (Ver.20200102)

荒尾市地域包括支援センター：令和2年1月作成（令和2年2月一部修正）

はじめに

- これは荒尾市における取り扱いです。他の市区町村とは異なる可能性があります。例えば、暫定ケアプランを、要介護プランか介護予防プランのどちらかで作ればいいのかも荒尾独自ルール。
- 「**介護度が確定してからのサービス利用**」が**基本**です。暫定利用が本当に必要かどうか、代替手段はないか、まず本人とよく検討してください。
- 暫定利用には、いくらか制限やリスクがあります。暫定利用を進める前にその点を本人や家族に理解してもらおうをお願いします。紙に書いて説明し、それを渡すとより確実です。
- 介護保険認定は認定期間が6か月間であることがあるので、暫定ケアプランで設定できる期間は最長6か月とします。ただし、介護保険認定確定後、認定期間の終了日が暫定ケアプランの終了日より前だった場合は、認定期間の終了日に合わせます。

暫定利用の主な注意点

- **注意点は、本人や家族、担当ケアマネ、利用するサービス事業所など関係者でしっかり共有しておきましょう。**
- 暫定ケアプランが無い状態で使ったサービスは介護保険の給付対象になりません。総合事業も同様です。
- 暫定ケアプラン作成時に想定していた介護度と、実際の介護度が違った場合、利用回数や本人負担の料金が変わる場合があります。
- **申請の形態に関わらず、介護度が「非該当(自立)」となった場合は、サービス費用全額が本人負担になります。**
- 暫定ケアプランに特殊寝台や車いすなど、軽度者が例外的にレンタルできる福祉用具を位置付ける場合は、その時点で申請や報告の手続きをしてください。

暫定利用の主な注意点

- 決定した介護度などによって**他の居宅介護支援事業所に担当を変わる必要がある場合には、事前に本人とどこの居宅介護支援事業所に変更するかを検討し、その事業所に介護度決定後に担当してほしい旨相談しておきましょう。**
本人や引継ぎ先に迷惑をかけないように、介護度決定後速やかに、かつ十分な引継ぎをお願いします。

暫定利用の主な注意点（総合事業関連）

- 特例として「家事おたすけ隊」と「通所型サービスC(からだ元気教室)」は、要支援認定者の更新申請や区分変更申請、事業対象者の新規申請で要介護になった場合、要介護サービスが整い次第利用中止となります。
本人の状態やサービスの利用料金の負担などを踏まえて、本人や家族と話し合い、スムーズに適切なサービスへの移行ができるような支援をお願いします。
- 要介護サービスの利用が開始した後に、「家事おたすけ隊」や「通所型サービスC（からだ元気教室）」を利用した場合は、全額自己負担になります。
<家事おたすけ隊全額：1,150円／回>
<通所型サービスC（からだ元気教室）全額：20,000円／月>

目次（1 / 3）

・一般高齢者の介護保険新規申請編…9ページ～

- ① 暫定ケアプランの内容そのままですべて支援を行う場合…10ページ
- ② 暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容は変更せず、サービスの追加や利用回数のみ変更する場合…11ページ
- ③ 暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容変更が必要な場合…12ページ
- ④ 介護保険認定が「要介護」で確定した場合…13ページ

・事業対象者の介護保険新規申請編…14ページ～

- ① 暫定ケアプランの内容そのままですべて支援を行う場合…15ページ
- ② 暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容は変更せず、サービスの追加や利用回数のみ変更する場合…16ページ
- ③ 暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容変更が必要な場合…17ページ
- ④ 介護保険認定が「要介護」で確定した場合…18ページ

目次（2 / 3）

・要支援認定者の区分変更申請編…19ページ～

- ① 暫定ケアプランの内容そのままですべて支援を行う場合…20ページ
- ② 暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容は変更せず、サービスの追加や利用回数のみ変更する場合…21ページ
- ③ 暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容変更が必要な場合…22ページ
- ④ 介護保険認定が「要介護」で確定した場合…23ページ

・要支援認定者の更新申請編(認定決定遅れ)…24ページ～

- ① 暫定ケアプランの内容そのままですべて支援を行う場合…25ページ
- ② 暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容は変更せず、サービスの追加や利用回数のみ変更する場合…26ページ
- ③ 暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容変更が必要な場合…27ページ
- ④ 介護保険認定が「要介護」で確定した場合…28ページ

目次（3 / 3）

・【補足】

「家事おたすけ隊」や「通所型サービスC(からだ元気教室)」のみ利用の暫定ケアプラン…29～30ページ

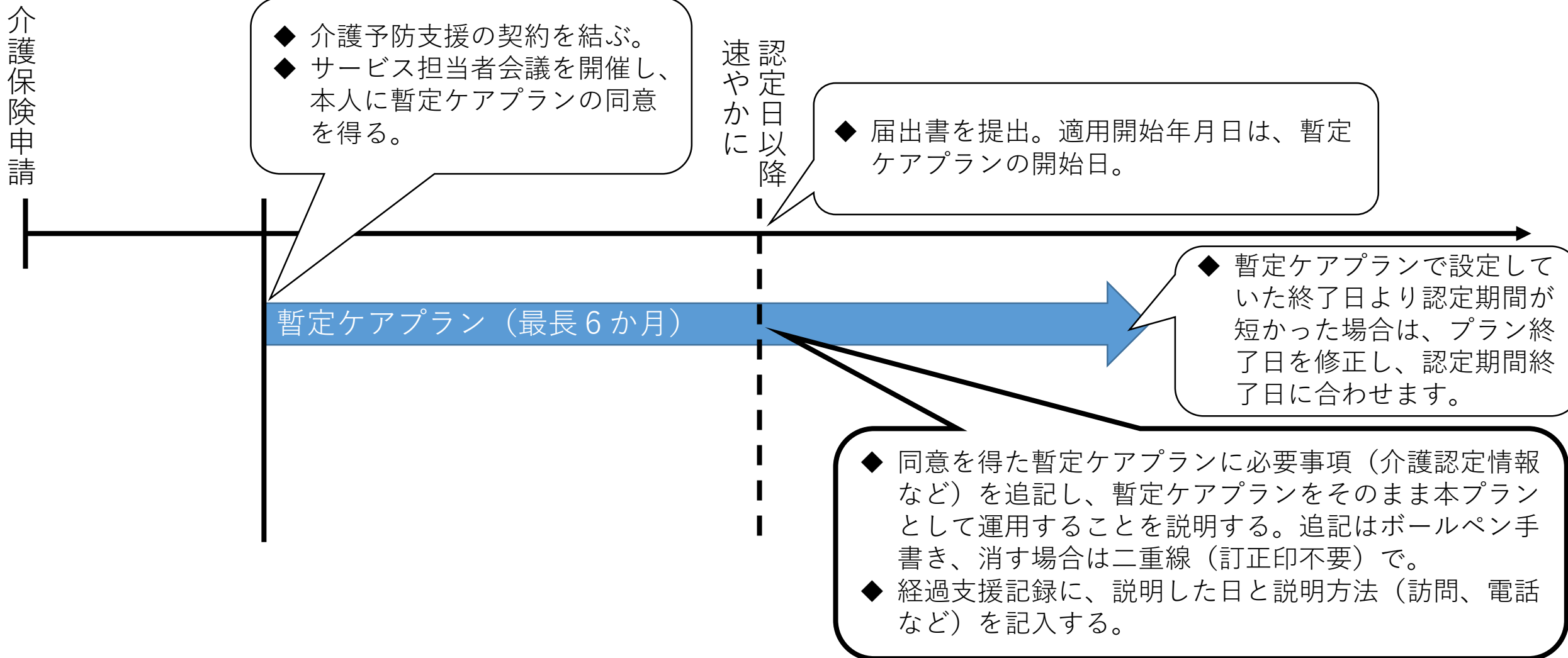
暫定利用で「家事おたすけ隊」や「通所型サービスC（からだ元気教室）」のみを利用していた人に「要介護」の認定が出た場合は、取り扱いが特殊なので、上記ページを確認すること。

【その1】 一般高齢者の介護保険新規申請編

- 介護度を持っていない人が介護保険の新規申請後に暫定利用する場合の流れです。
- この場合、**暫定利用のサービスに「家事おたすけ隊」や「通所型サービスC(からだ元気教室)」を位置付けることはできません。**

<パターン1>

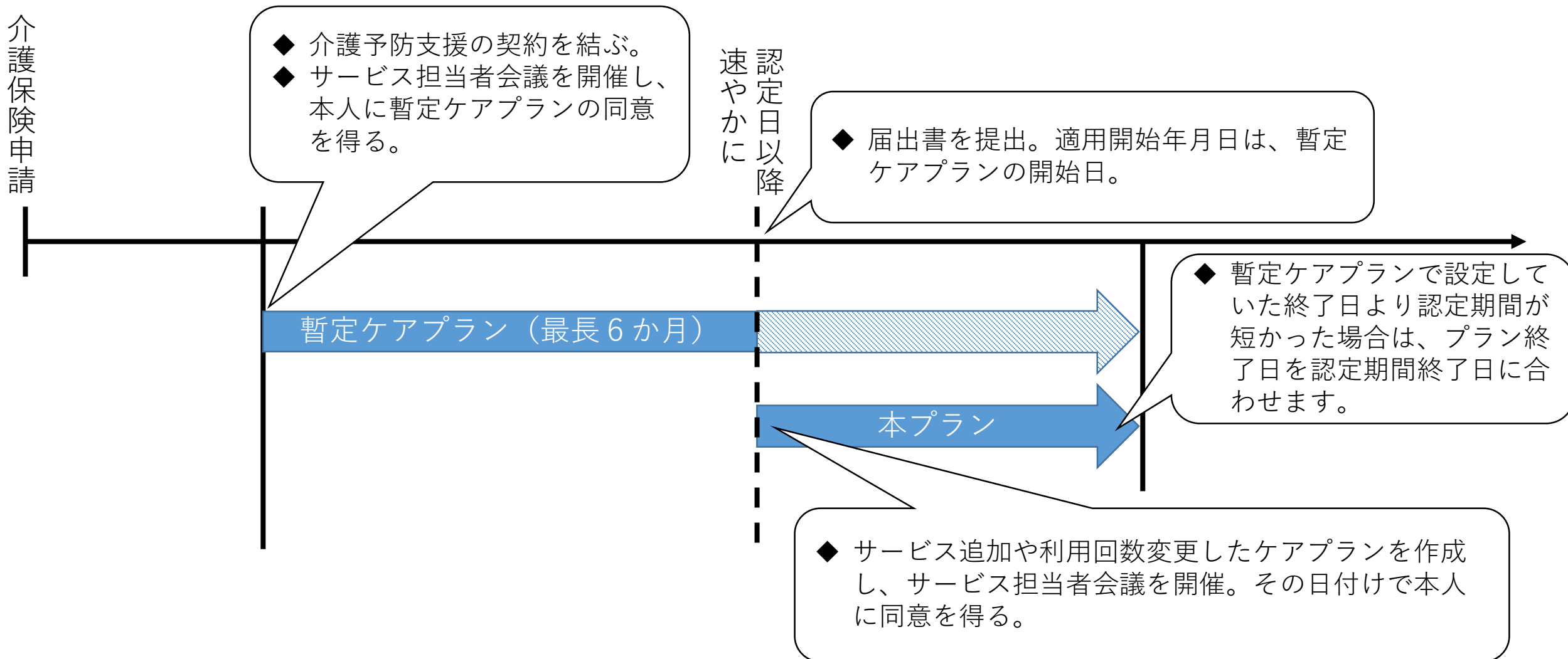
- ✓ 介護保険新規申請。
- ✓ 介護保険認定「要支援」確定後も暫定ケアプランの内容そのまま支援を行う。



<パターン2>

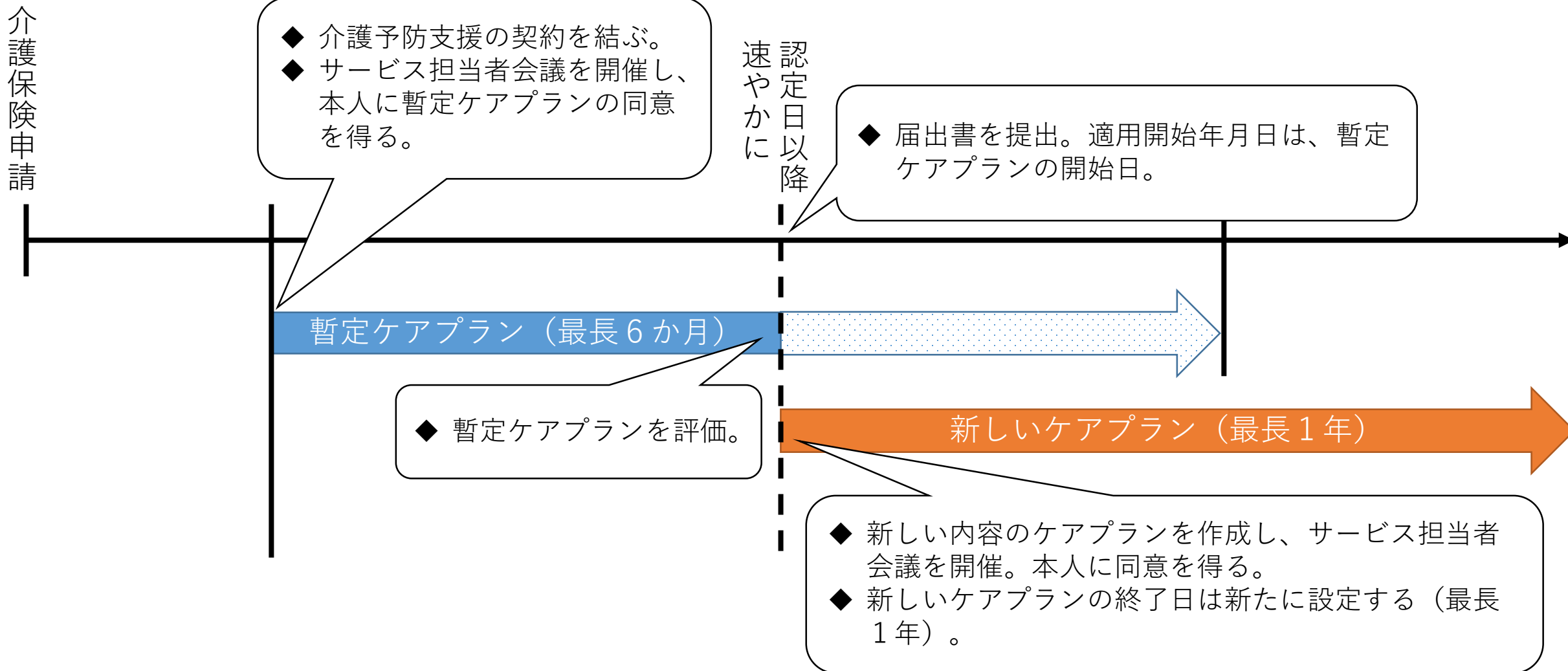
- ✓ 介護保険新規申請。
- ✓ 介護保険認定「要支援」確定後、暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容は変更せず、サービスの追加や利用回数のみ変更する。

介護保険申請



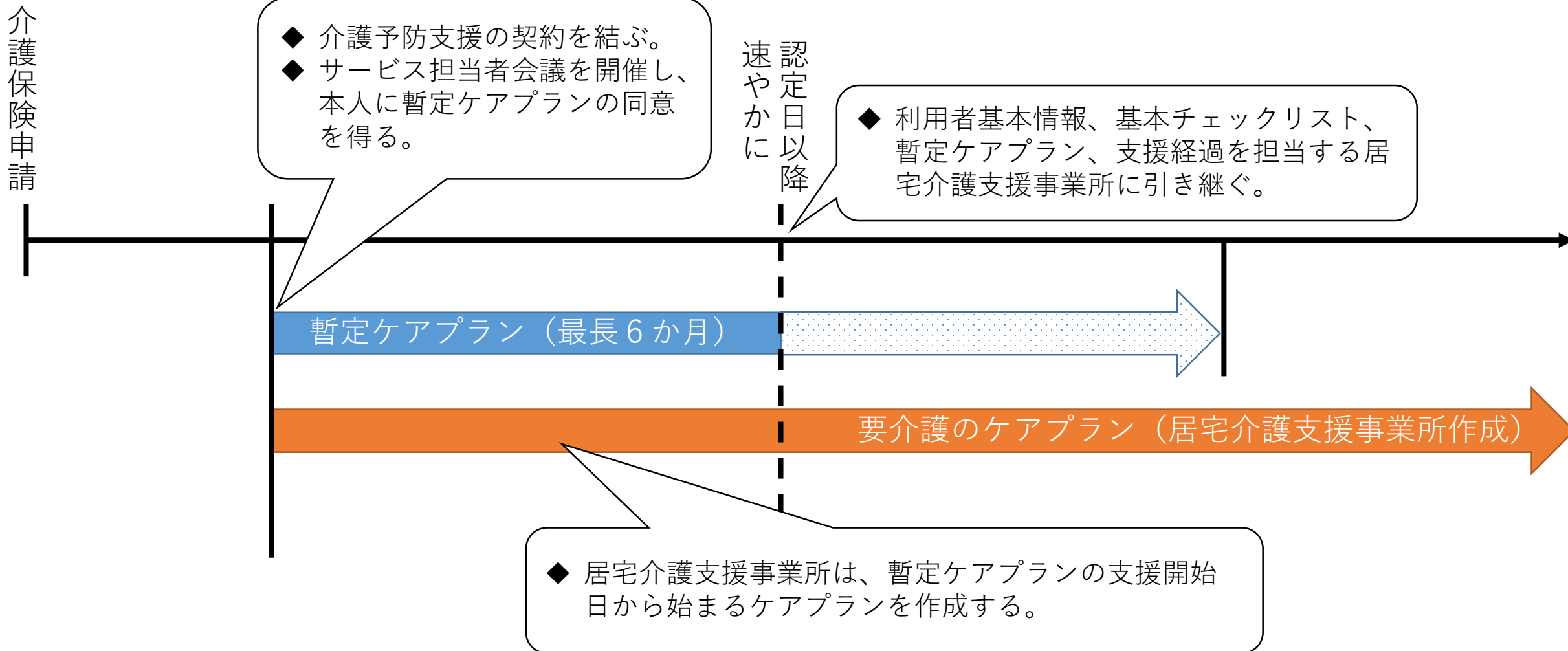
<パターン3>

- ✓ 介護保険新規申請。
- ✓ 介護保険認定「要支援」確定後、暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容変更が必要。



<パターン4>

- ✓ 介護保険新規申請。
- ✓ 介護保険認定が「要介護」で確定した。

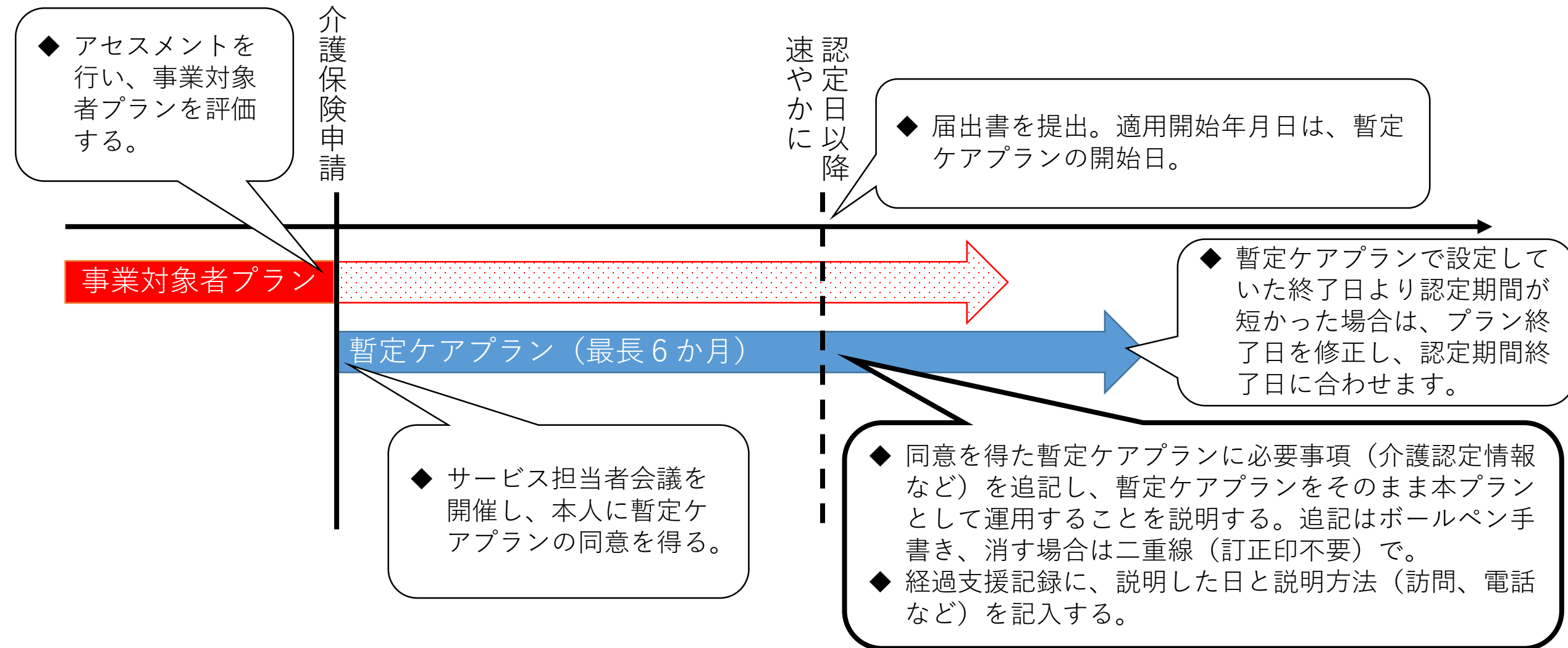


【その2】 事業対象者の介護保険新規申請編

- **現在、事業対象者でサービスを利用している人が**、介護保険の新規申請後に暫定利用する場合の流れです。
- 認定結果が「非該当（自立）」と出た場合は、認定日付けで「事業対象者」からも外れます。
- 「家事おたすけ隊」や「通所型サービスC（からだ元気教室）」は、認定結果が「要介護」と出た場合、要介護でのサービスが整い次第利用中止となります。もしも、要介護サービス移行後も利用した場合、費用は全額自己負担になります。

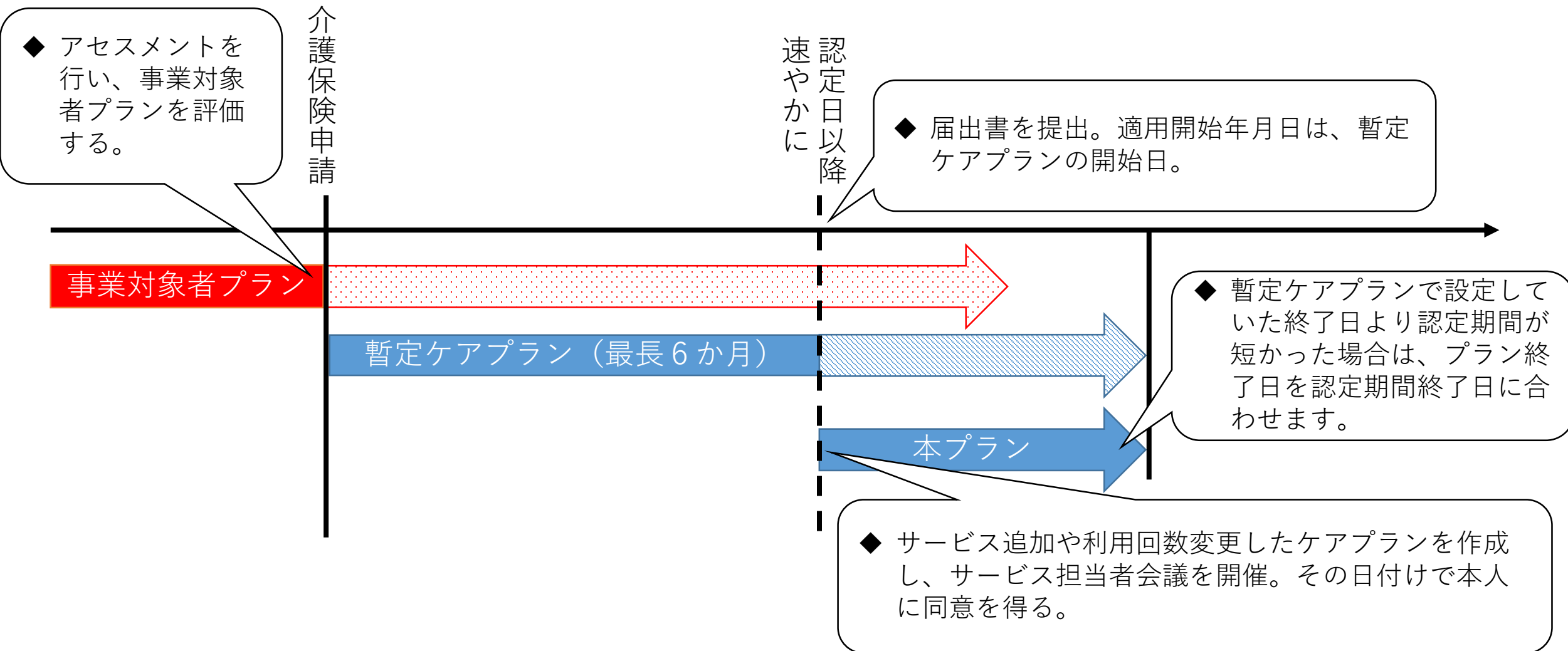
<パターン5>

- ✓ 「事業対象者」の人が介護保険新規申請。
- ✓ 介護保険認定「要支援」確定後も暫定ケアプランの内容そのまま支援を行う。



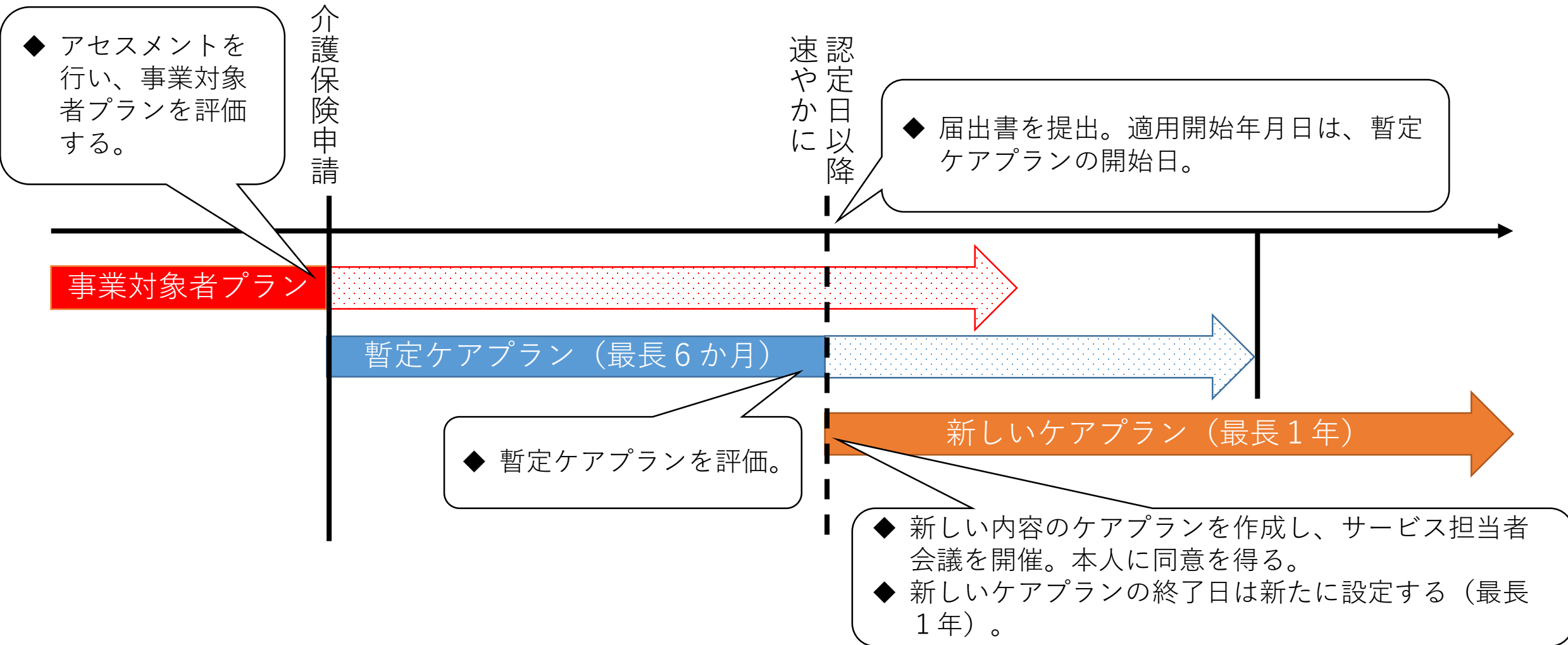
<パターン6>

- ✓ 「事業対象者」の人が介護保険新規申請。
- ✓ 介護保険認定「要支援」確定後、暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容は変更せず、サービスの追加や利用回数のみ変更する。



<パターン7>

- ✓ 「事業対象者」の人が介護保険新規申請。
- ✓ 介護保険認定「要支援」確定後、暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容変更が必要。



<パターン8>

- ✓ 「事業対象者」の人が介護保険新規申請。
- ✓ 介護保険認定が「要介護」で確定した。

◆ アセスメントを行い、事業対象者プランを評価する。

介護保険申請

認定日以前
速やかに

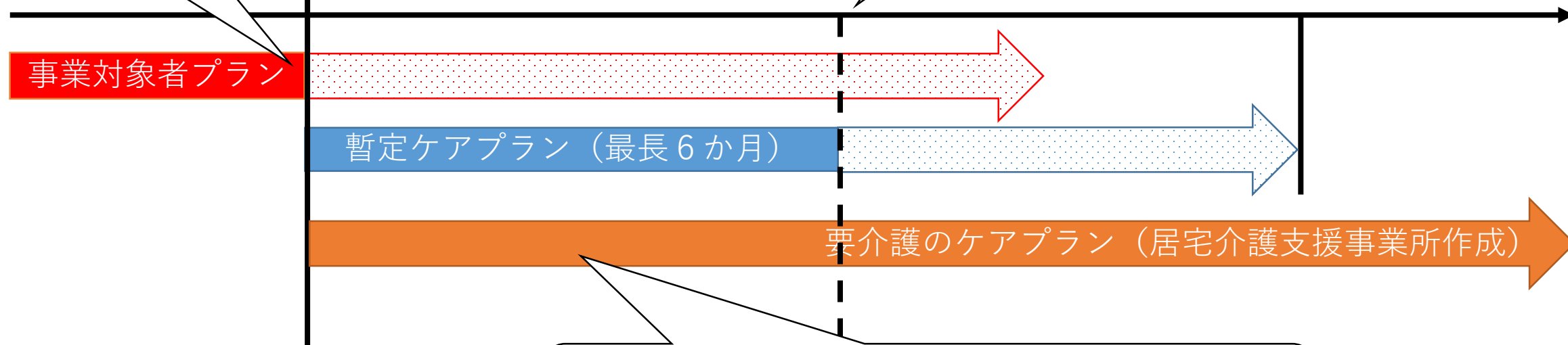
◆ 利用者基本情報、基本チェックリスト、暫定ケアプラン、支援経過を担当する居宅介護支援事業所に引き継ぐ。

事業対象者プラン

暫定ケアプラン（最長6か月）

要介護のケアプラン（居宅介護支援事業所作成）

◆ 居宅介護支援事業所は、暫定ケアプランの支援開始日から始まるケアプランを作成する。

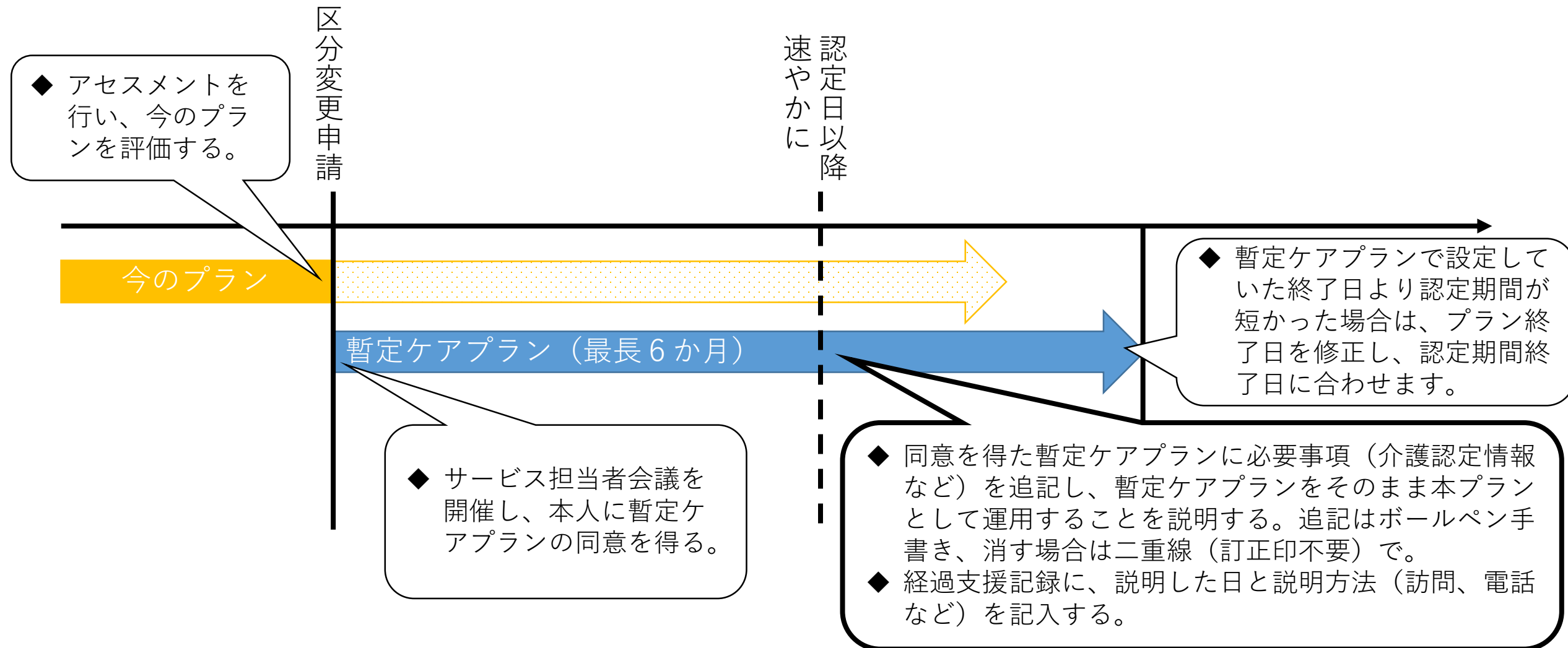


【その3】 要支援認定者の区分変更申請編

- 現在、要支援でサービスを利用している人が、区分変更申請後に暫定利用する場合の流れです。
- 「家事おたすけ隊」や「通所型サービスC（からだ元気教室）」は、認定結果が「要介護」と出た場合、要介護でのサービスが整い次第利用中止となります。もしも、要介護サービス移行後も利用した場合、費用は全額自己負担になります。

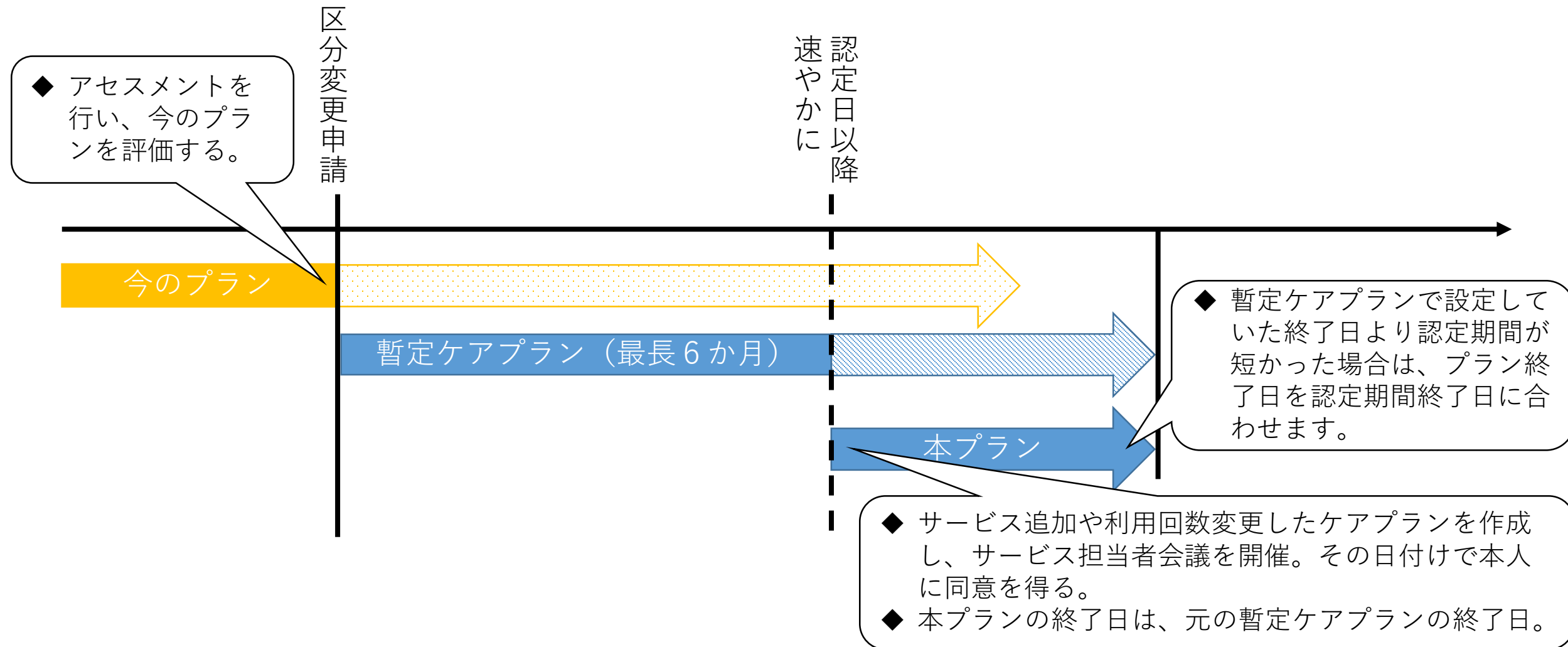
<パターン9>

- ✓ 「要支援」の人が区分変更申請。
- ✓ 介護保険認定の結果が「要支援」で決定し、暫定ケアプランの内容そのまま支援を行う。



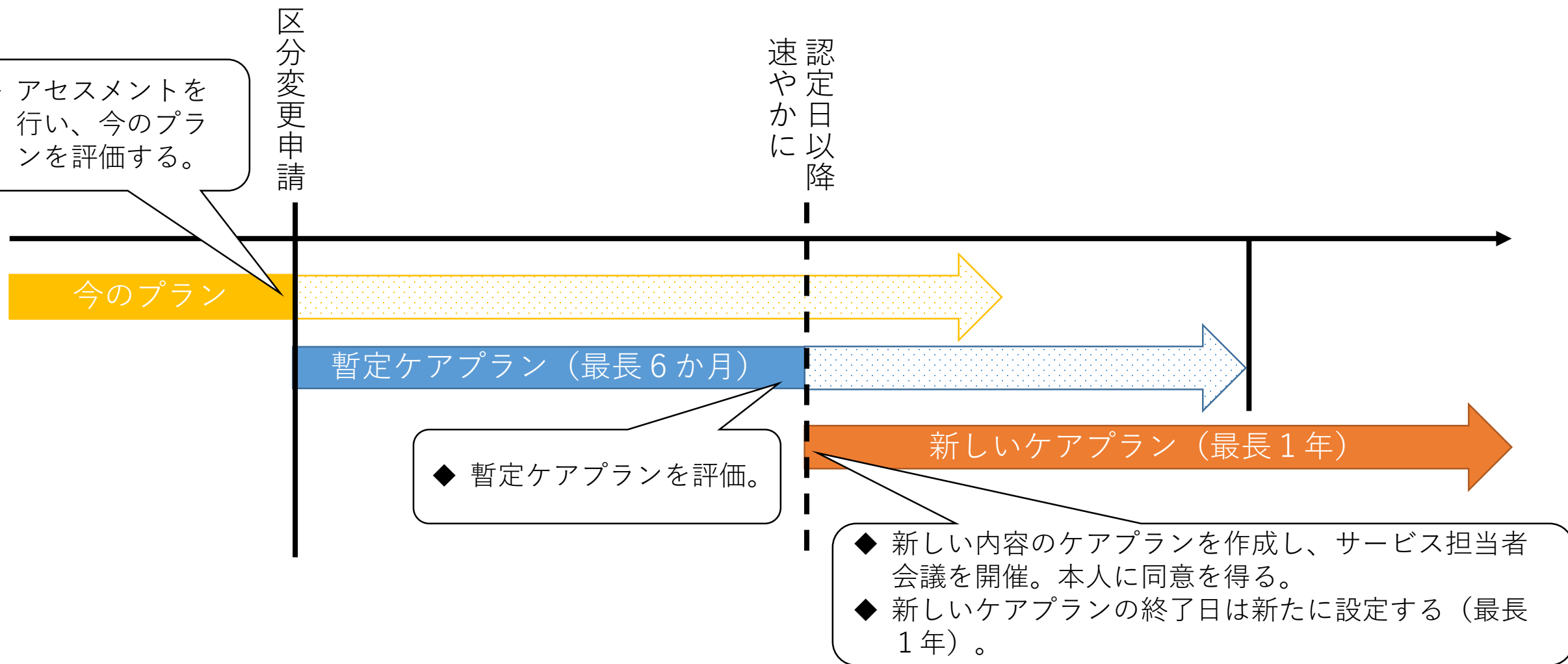
<パターン10>

- ✓ 「要支援」の人が区分変更申請。
- ✓ 介護保険認定の結果が「要支援」で決定し、暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容は変更せず、サービスの追加や利用回数のみ変更する。



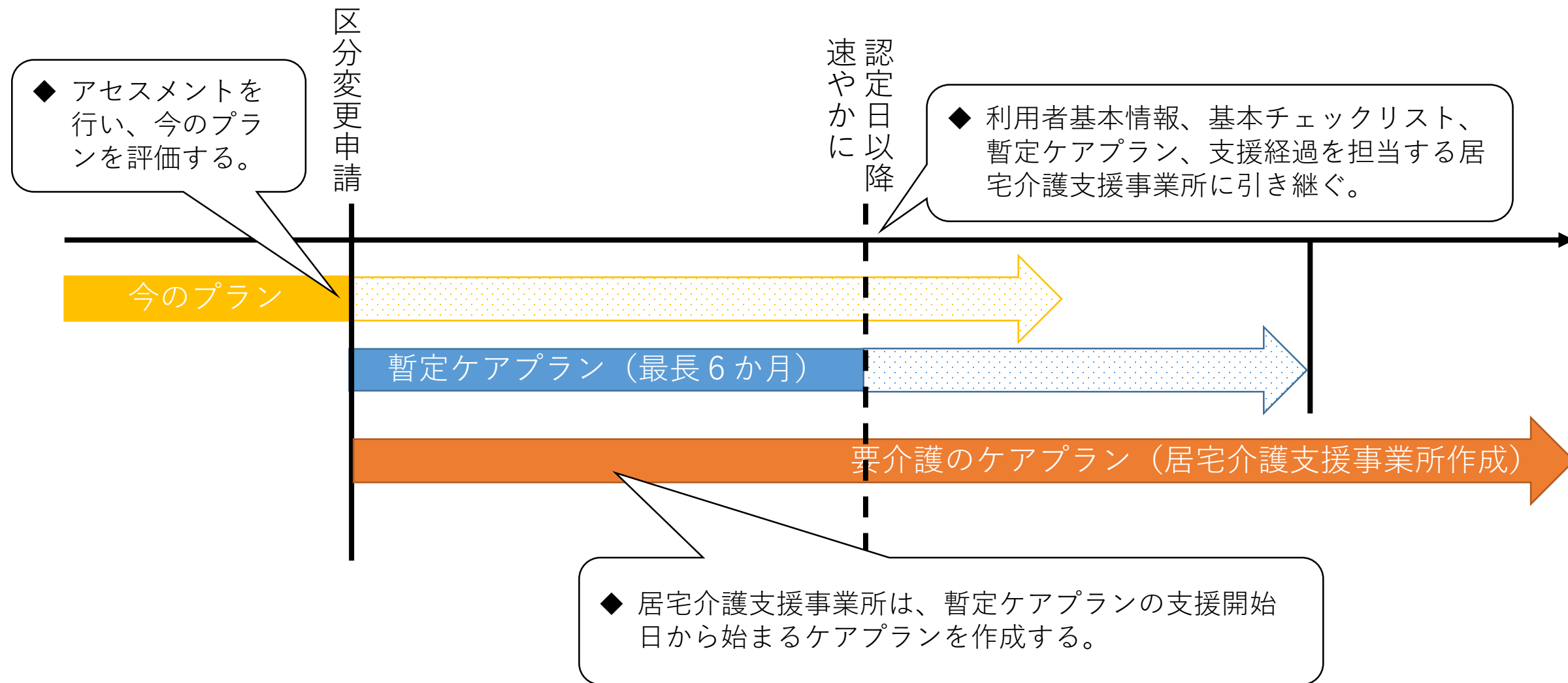
<パターン11>

- ✓ 「要支援」の人が区分変更申請。
- ✓ 介護保険認定の結果が「要支援」で決定し、暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容変更が必要。



<パターン12>

- ✓ 「要支援」の人が区分変更申請。
- ✓ 介護保険認定が「要介護」で確定した。

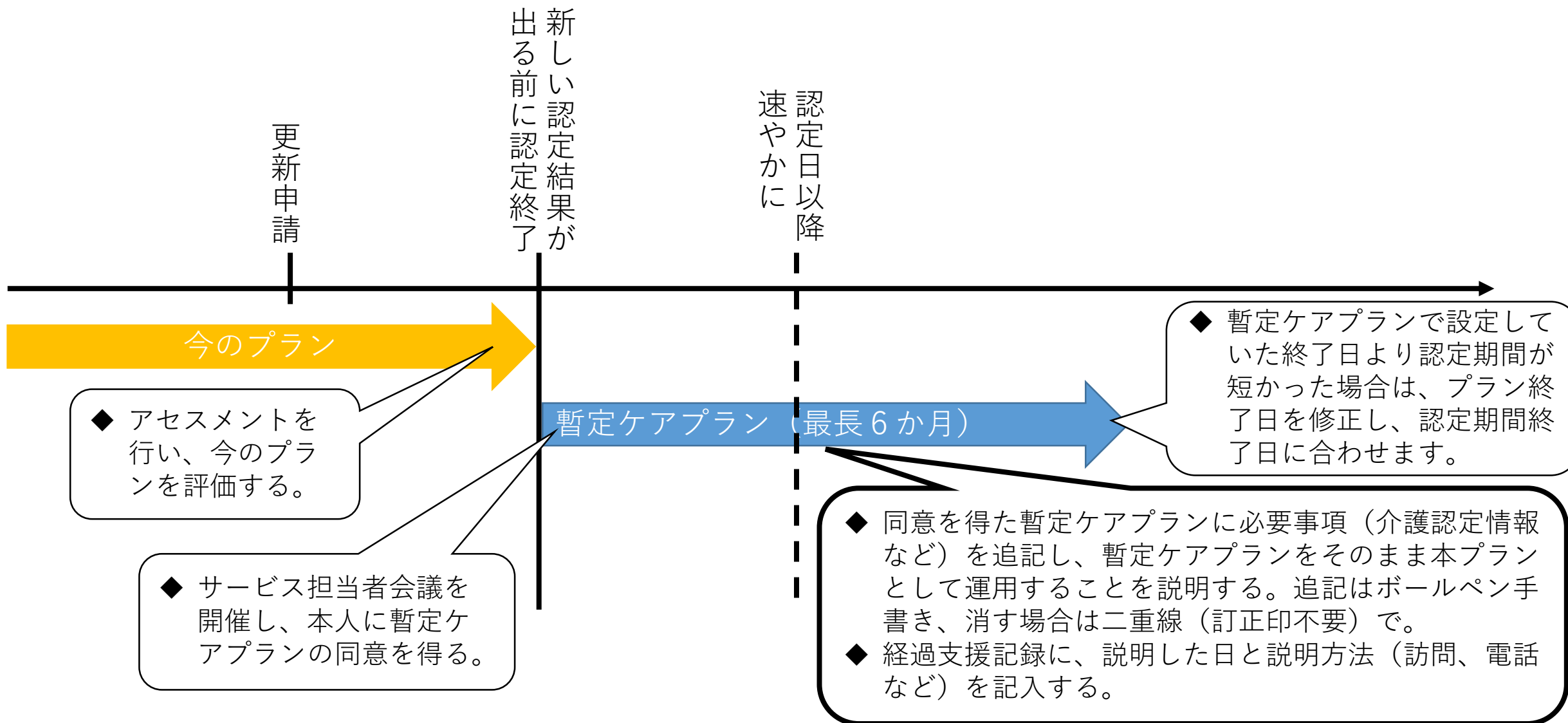


【その4】 要支援認定者の更新申請編

- 現在、要支援でサービスを利用している人が**更新申請をしたものの、今の有効期間終了日までに新しい介護度が出ずに、暫定利用する場合**の流れ。
- 「家事おたすけ隊」や「通所型サービスC（からだ元気教室）」は、認定結果が「要介護」と出た場合、要介護でのサービスが整い次第利用中止となります。もしも、要介護サービス移行後も利用した場合、費用は全額自己負担になります。

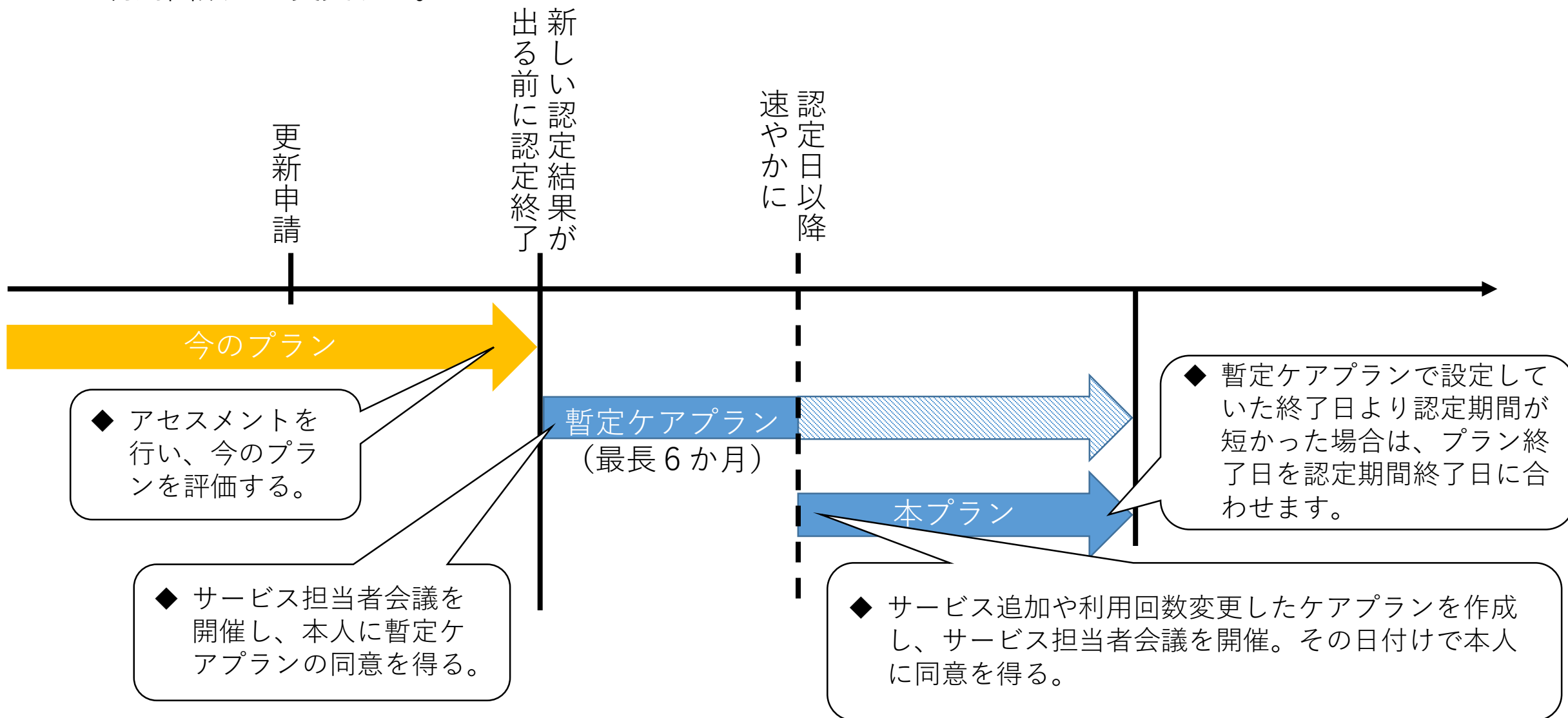
<パターン13>

- ✓ 「要支援」の人が更新申請したが、認定終了日までに新しい認定結果が出ない。
- ✓ 介護保険認定「要支援」確定後も暫定ケアプランの内容そのまま支援を行う。



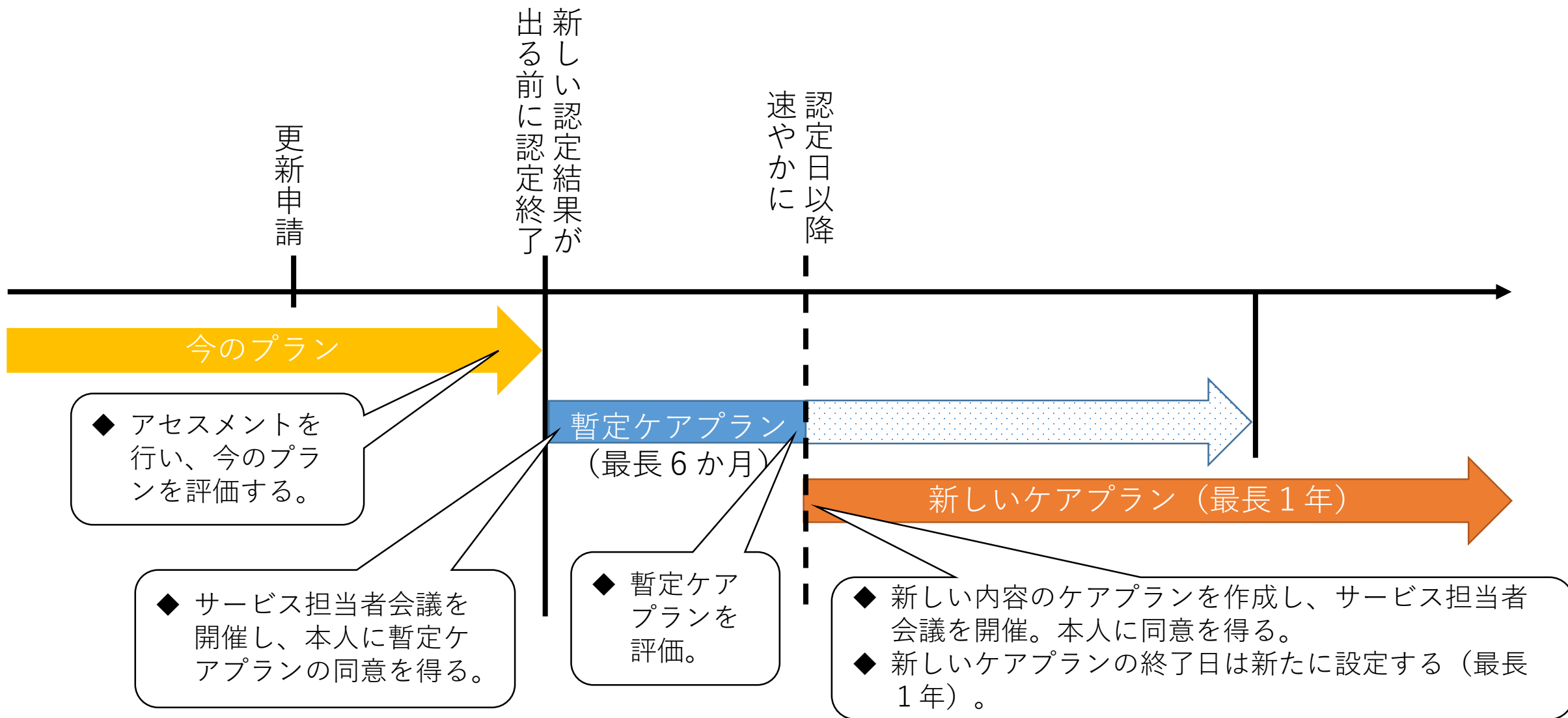
<パターン14>

- ✓ 「要支援」の人が更新申請したが、認定終了日までに新しい認定結果が出ない。
- ✓ 介護保険認定「要支援」確定後、暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容は変更せず、サービスの追加や利用回数のみ変更する。



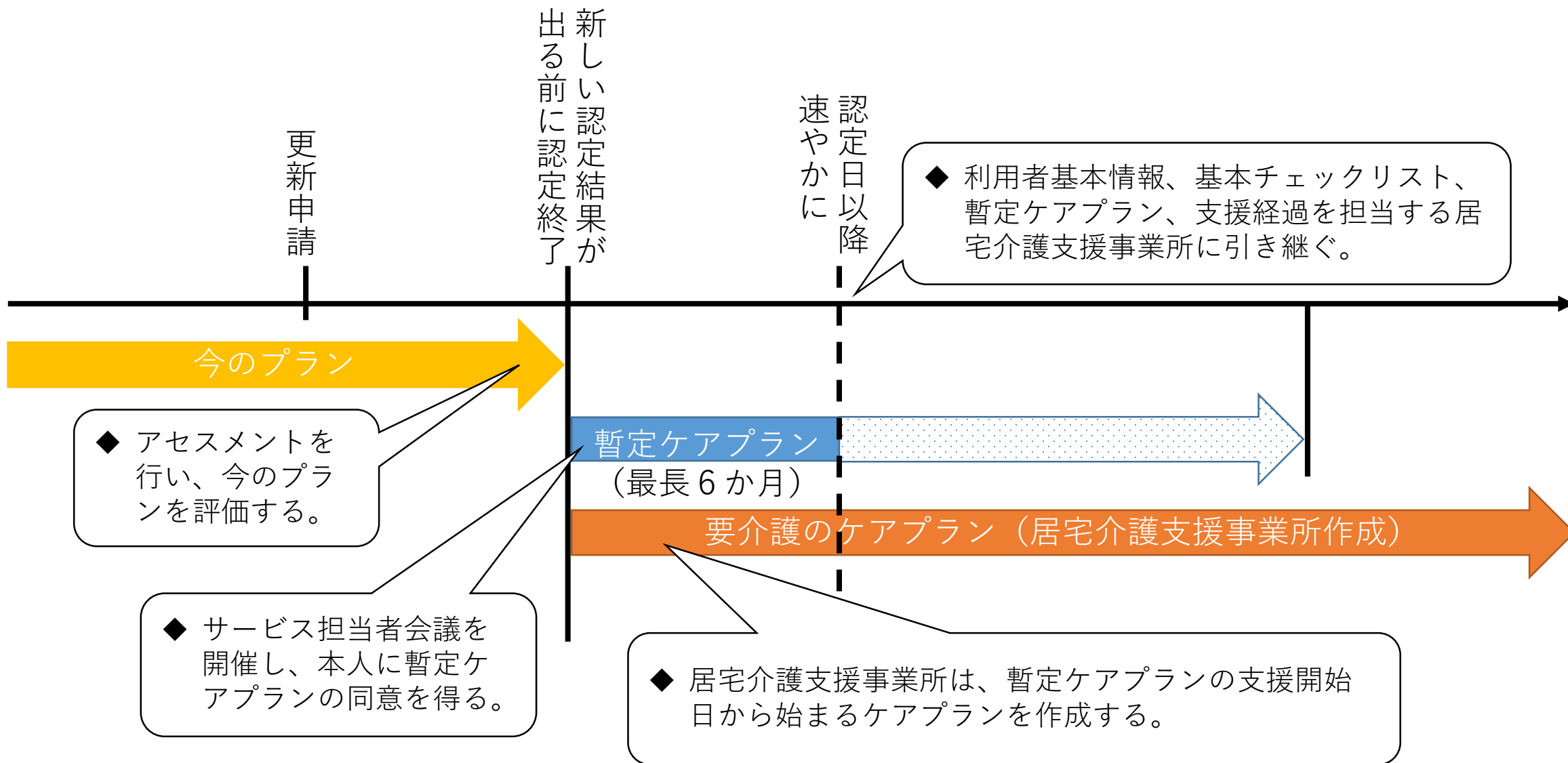
<パターン15>

- ✓ 「要支援」の人が更新申請したが、認定終了日までに新しい認定結果が出ない。
- ✓ 介護保険認定「要支援」確定後、暫定ケアプランのアセスメント～目標の内容変更が必要。



<パターン16>

- ✓ 「要支援」の人が更新申請したが、認定終了日までに新しい認定結果が出ない。
- ✓ 介護保険認定が「要介護」で確定した。



【補足】

「家事おたすけ隊」や「通所型サービスC（からだ元気教室）」のみ利用の暫定ケアプラン

- この暫定ケアプランが作成できるのは、地域包括支援センターか荒尾市と業務委託契約を結んでいる居宅介護支援事業所。

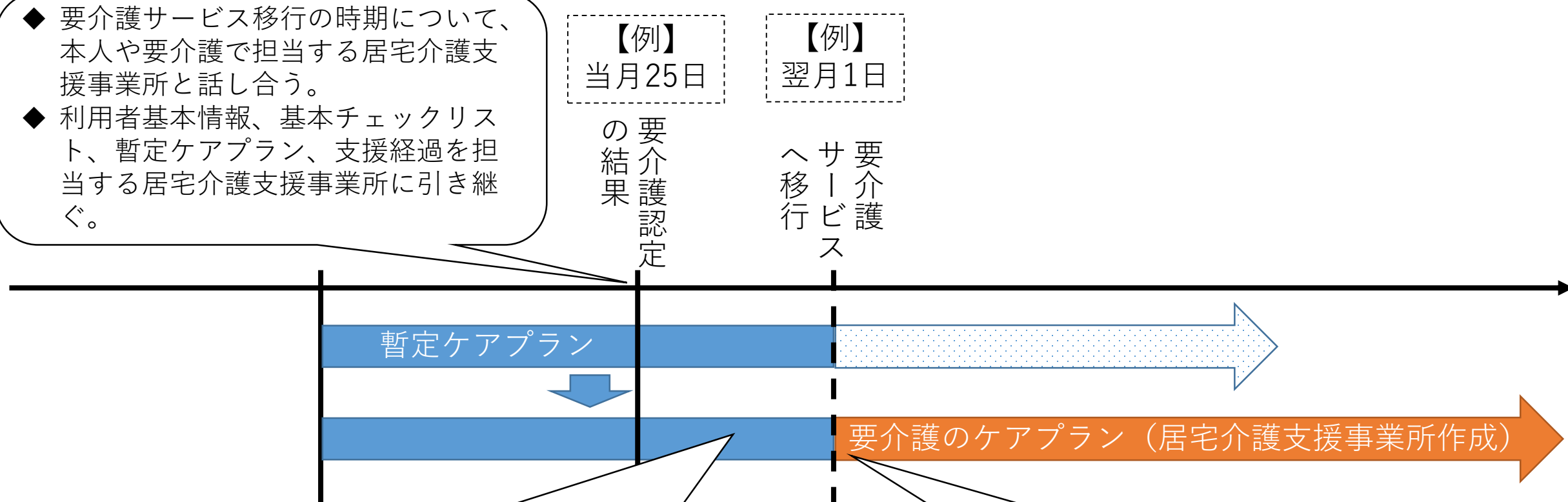
<発生条件>

- ✓「家事おたすけ隊」や「通所型サービスC(からだ元気教室)」を暫定利用していた。
- ✓介護保険認定が「要介護」で確定した。
- ✓要介護の認定結果が出た翌月1日付けで要介護サービスに移行することとなった。

<補足>

- ✓ 認定結果が出るまで「家事おたすけ隊」や「通所型サービスC（からだ元気教室）」のみを暫定利用した。
- ✓ 介護保険認定が「要介護」で確定した。
- ✓ 要介護の認定結果が出た翌月1日付けで要介護サービスに移行することとなった。

- ◆ 要介護サービス移行の時期について、本人や要介護で担当する居宅介護支援事業所と話し合う。
- ◆ 利用者基本情報、基本チェックリスト、暫定ケアプラン、支援経過を担当する居宅介護支援事業所に引き継ぐ。



- ◆ この期間については、暫定ケアプランをそのまま「家事おたすけ隊」や「通所型サービスC」利用の本プランとして扱う。
- ◆ 荒尾市の業務委託を受けている居宅介護支援事業所の場合、この期間の介護予防ケアマネジメント費を包括に請求する。

- ◆ 居宅介護支援事業所は、翌月1日を適用開始年月日とし、要介護サービス移行後のケアプランを作成する。